

平成28年度行政事業レビューシート(法務省)

事業名	裁判外紛争解決手続(ADR)認証制度実施			担当部局庁	大臣官房司法法制部		作成責任者	
事業開始年度	平成19年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	司法法制課		司法法制課長 西山 卓爾	
会計区分	一般会計							
根拠法令 (具体的な条項も記載)	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律			関係する計画、通知等	司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日司法制度改革審議会決定)II-第1-8-(1) 司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)II-第1-8-(2)-1			
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務について、その中立・公正性を確保するための一定の基準・要件に適合していることを法務大臣が認証する制度を実施すること等により、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図り、国民が紛争の解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	①民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を対象として、法定の基準・要件に適合しているかどうかを審査する事務を行っている。また、認証した裁判外紛争解決手続の業務についても、その実施状況を定期的に報告させるとともに、必要に応じて調査、指導等を行い、法定の基準・要件の適合性が維持されているかどうかを監督する事務を行っている。 ②インターネット等の媒体を通じて認証した裁判外紛争解決手続の業務に関する情報を国民に提供している。							
実施方法	直接実施、委託・請負							
予算額・執行額 (単位:百万円)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
	当初予算	13	10	10	10	12		
	補正予算	-	-	-	-	-		
	前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
	翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
	予備費等	-	-	-	-	-		
	計	13	10	10	10	12		
執行額	9	8	8	-	-			
執行率(%)	69%	80%	80%	-	-			
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 30年度	目標最終年度 37年度
	認証申請を検討している者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適切な審査による認証を行うことによって、認証紛争解決事業者数の増加を図る。	成果実績	者	128	133	140	-	-
		目標値	者	-	-	-	152	180
		達成度	%	-	-	-	-	-
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							<input type="checkbox"/> チェック	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	認証申請を検討している者からの相談件数		活動実績	者	24	27	23	-
			当初見込み	-	-	-	-	-

事業所管部局による点検・改善							
	項目	評価	評価に関する説明				
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	ADRは裁判に代わる紛争解決手段であり、法務大臣の認証制度は、国民が安心して利用することができるADR機関の選択の目安を提供するものである。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	個々のADR事業者の良し悪しは一般国民の目から見て判別が容易ではなく、当該事業者が最低限の基準に達しているか否かを分かりやすく示す認証制度は、広く国民のニーズがある事業であり、国が国費を投入した上で実施すべきものである。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	-	-				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	支出先の選定については、総合評価入札、一般競争入札を行ったり、少額随契でも複数業者から見積書を徴取するなどして適切に選定している。				
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無					
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無					
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	単位当たりのコストについては、極力削減に向けて努力しているが、コスト計算での分母である認証事業者数については、事業者側の動向にも関係するものであるから、適正な水準設定が困難である面も存在する。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	費目・使途については、いずれも本件事業に関するものに限られており、事業目的に合致しないものは存在しない。				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	認証に係る委員手当等の支出は事業者からの認証申請件数に大きく左右される。				
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	認証審査調査等は、通常2名体制で実施しているが、調査等の内容に応じて、旅行者の人数を調整するなどしている。				
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果目標は、平成37年度における活動中の認証紛争解決事業者数であるところ、成果実績は、年度ごとの認証紛争解決事業者の総数を測る数値であり、成果目標の測定に見合ったものとなっている。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	法務大臣による認証制度は、国民が安心して利用ができるADR機関を選択するための目安を提供し、当該事業者が最低限の基準に達しているか否かを分かりやすく示すものであるから、認証制度に代わる他の実効性の高い手段は考え難い。				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	-	-				
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-				
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	類似事業として金融庁が所管する金融ADR制度が存在するが、この制度は、金融庁において、その政策目的を実現するために実施されているものである。当省の認証制度は、ADR事業者の属性や取り扱う紛争の種類に関わらず、ADR事業がその中立、公正性を確保するための基準、要件に適合しているか等の観点から認証審査・監督業務を行っているものであり、類似の事業との間では適切な役割分担がなされている。				
	所管府省・部局名 事業番号 事業名 金融庁 0006 金融サービス利用者保護の推進						
点検・改善結果	点検結果	本件事業は、国民の権利利益の実現に資する事業であり、また、事業の実施に当たり競争性を確保するなどしていることから、必要性、効率性、実効性のいずれについても評価できるものであると考えるが、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化はいまだ十分とは言い難いため、引き続き実施していく必要がある。					
	改善の方向性	実施に当たっては、裁判外紛争解決手続の円滑な選択に資するよう、今後とも認証申請に対する審査業務及び認証後の監督業務を適正に実施するとともに、国民に対する認証紛争解決事業者に関する情報提供を適切に実施することとする。					
外部有識者の所見							
<p>法務省が実施すべき事業である。</p> <p>成果目標及び成果実績について定量的な評価が困難であるが、計測が困難であるのではなく、計測のための工夫が足りないといえる。例えば、事業の目的は裁判外紛争解決手続の拡充と活性化であり認証事業者が都市部に偏在しているのであれば、非都市部の認証事業者の数や広報活動を通じて利用件数を増やすことを成果目標とするなど検討すべきである。</p> <p>仮に成果指標の計測が困難であるのであれば、事業者の認証を法務省直轄で対応せず、外部組織に認証を行わせるなど、事業手法の見直しを検討することを推奨する。</p> <p>(井上東委員、瀬戸洋一委員、中村美華委員)</p>							

行政事業レビュー推進チームの所見

事業内容の 一部改善の

事業計画について見直しを行い、経費の削減を図るべきである。

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

縮減

国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」となるために、定量的な成果目標を定めた。
執行実績に基づき計画の見直しを行い、経費の削減を図った(▲0.6百万円)。

備考

関連する過去のレビューsheetの事業番号

平成22年度	0007	平成23年度	0007	平成24年度	0007	
平成25年度	0008	平成26年度	0007	平成27年度	0007	

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点での予定やイメージを記入。

法務省
8百万円

裁判外紛争解決手続
認証制度実施経費

委員手当等の支給

A 認証審査参与員
0.5百万円

旅費の支給

B 名鉄観光サービス株式会社 ほか
0.7百万円

【一般競争入札等】

C 株式会社イー・ステート・オンライン
ほか
7百万円

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行つ
て補足する)
(単位:百万
円)

認証審査参与員会議出席、
認証等の審査に係る意見
聴取に係る委員手当

認証審査等調査のための
旅費

ADR認証制度のインター
ネット広告、パンフレット等
の作成・印刷、発送、シス
テムの運用保守等

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	計		0	計		0
	C. 株式会社イー・ステート・オンライン			D.		
費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	雑役務費	ADR認証制度インターネット広告費	3			
	計		3	計		0
	費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載			<input type="checkbox"/> チェック		

支出先上位10者リスト

A.	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式	入 札 者 数 (応 募 者 数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 隨 意 契 約 と な つ た 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	個人A	-	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.1	-	-	--	
2	個人B	-	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.1	-	-	--	
3	個人C	-	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.1	-	-	--	
4	個人D	-	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.1	-	-	--	
5	個人E	-	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.1	-	-	--	
6	個人F	-	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0.1	-	-	--	
7	個人G	-	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0	-	-	--	
8	個人H	-	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0	-	-	--	
9	個人I	-	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0	-	-	--	
10	個人J	-	認証参与員会議出席に係る委員手当・旅費等	0	-	-	--	

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式	入 札 者 数 (応 募 者 数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 随 意 契 約 と な つ た 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	名鉄観光サービス株式会社	4180001033060	旅費	0.6	-	-	-	
2	個人ア	-	旅費	0	-	-	-	
3	個人イ	-	旅費	0	-	-	-	
4	個人ウ	-	旅費	0	-	-	-	
5	個人エ	-	旅費	0	-	-	-	
6	個人オ	-	旅費	0	-	-	-	

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式	入 札 者 数 (応 募 者 数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 随 意 契 約 と な つ た 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	株式会社イー・ステート・オンライン	1011001065336	ADR認証制度のインターネット広告	3	一般競争入札	5	87.6%	-
2	株式会社キタジマ	5010601023501	「かいいけつサポート」パンフレット・ポスター作成	1	総合評価入札	6	55.9%	-
3	朝日梱包株式会社	9010601040880	「かいいけつサポート」パンフレット・ポスター発送	1	一般競争入札	4	60.5%	-
4	パシフィックリプロサービス株式会社	4013401004952	ADR認証業務処理システム運用保守	0.8	随意契約 (少額)	-	-	
5	株式会社廣済堂	7010401009665	アピールポイント一覧作成	0.6	随意契約 (少額)	-	-	
6	有限会社法務弘済会	2010002014482	郵便切手購入	0.4	随意契約 (少額)	-	-	
7	株式会社エンターオン	1010501030923	ADR認証業務システム機器等賃貸借	0.3	随意契約 (少額)	-	-	
8	コニカミノルタビジネスソリューションズ株式会社	2010001043648	複写機保守料	0.2	随意契約 (少額)	-	-	
9	株式会社リコー	2010801012579	複写機保守料	0	随意契約 (少額)	-	-	
10	株式会社オーキッド	5010001113811	会議用飲料水(単価契約)	0	随意契約 (少額)	-	-	
支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載							<input type="checkbox"/>	チェック